



指名停止処分の期間延長について

- 1 趣 旨 虚偽記載による指名停止処分の期間延長
- 2 期 間 (変更前)
平成29年7月6日から平成29年10月5日まで(3か月間)
(変更後)
平成29年7月6日から平成30年1月5日まで(6か月間)
- 3 業 者 丸亀市土器町北1-60
四国土建 株式会社 代表取締役 大島 克敏
- 4 概 要 四国土建(株)は、平成29年7月6日付坂総第65号による指名停止措置を行ったところであるが、その後、当該指名停止措置に係る工事経歴書の虚偽記載に加えて、平成26年9月19日、平成27年10月5日及び平成28年10月5日に県へ提出した変更届出書において新たに複数の工事経歴書の虚偽記載を行ったことが判明した。したがって、経営規模等評価の申請及び坂出市への指名競争入札参加者資格申請の添付書類としての当該工事経歴書についても虚偽記載であった。

坂出市建設工事指名停止等措置要領別表第1号(虚偽記載)に該当するため指名停止期間の変更を行う。

【担当課】

坂出市 総務部 総務課 契約係

担当者 小川 直也

TEL 0877-44-5002 (内線 143)

FAX 0877-46-4056

